

整理番号	消防－法不－46
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の消費の許可取消
概要	市長は、火薬類の消費の許可を受けた者が、火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、爆発又は燃焼前に限り当該許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第3項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	火薬類取締法第25条第3項 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記取消をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	